

上勝町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 1,511	千円 3,212,836	千円 91,975	千円 459,665	% 14.3	% 13.8

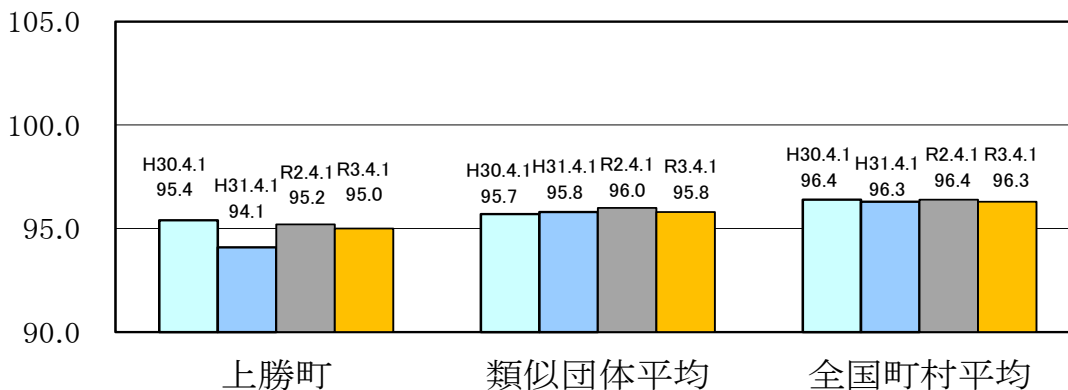
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 50	千円 170,989	千円 24,986	千円 64,961	千円 269,832

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,397	千円 5,370

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由

① 構成員の変動及び高給者の退職がなかったことによる引き上げ。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。若年層の初任給等については引き下げを行わず高齢層について引下げを実施。激変緩和のため経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上勝町	43.0歳	307,590円	360,694円	335,436円
徳島県	43.8歳	331,404円	440,013円	364,980円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	40.8歳	294,552円	336,876円	323,491円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
上勝町	49.5 歳	4 人	203,650 円	225,975 円	219,675 円	—	— 歳	— 円	
うち用務員	58.0 歳	2 人	235,050 円	251,850 円	245,550 円	他に分類されない業務	50.3 歳	235,200 円	1.07
うちその他	41.0 歳	2 人	172,250 円	200,100 円	193,800 円	廃棄物処理業	46.6 歳	304,600 円	0.66
徳島県	56.9 歳	38 人	354,015 円	394,852 円	371,049 円	—	— 歳	— 円	
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	— 円	328,603 円	—	— 歳	— 円	
類似団体	48.4 歳	2 人	272,532 円	297,408 円	287,839 円	—	— 歳	— 円	

区 分	参考		
	年間ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
上勝町	3,596,837 円	— 円	
うち用務員	4,279,325 円	3,186,100 円	1.34
うちその他	2,914,349 円	4,236,800 円	0.69

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年度～令和2年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上勝町	37.1歳	293,760円	338,107円	314,900円
徳島県	40.8歳	311,345円	421,056円	352,396円
国	47.6歳	319,112円	357,517円	
類似団体	43.1歳	297,339円	351,099円	314,687円

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(3年4月1日現在)

区 分		上勝町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	146,100円	152,700円	—
	中学卒	— 円	143,800円	—
医療職 (看護師等)	大学卒	212,600円	— 円	—
	短大3卒	200,700円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（3年4月1日現在）

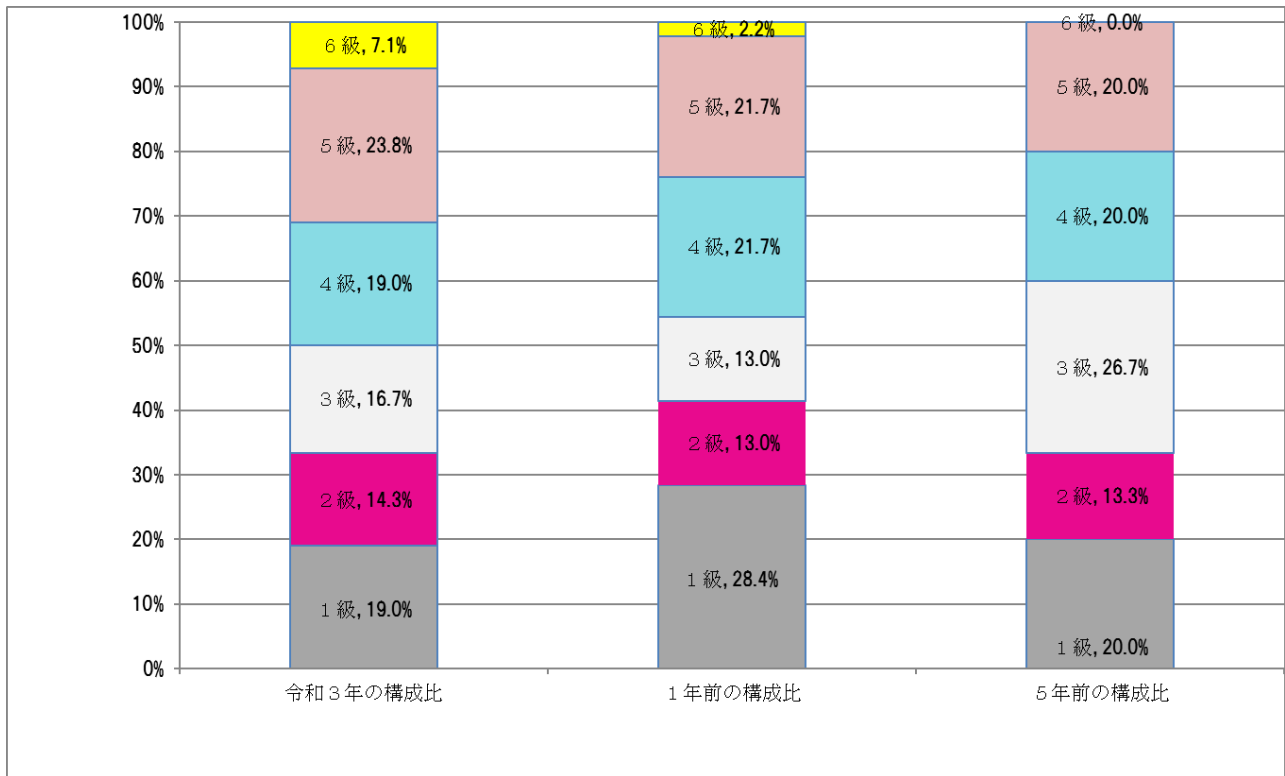
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,000円	318,760円	359,175円	— 円
	高校卒	236,900円	307,200円	330,350円	377,600円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	235,050円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	257,600円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	266,700円	320,700円	343,000円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

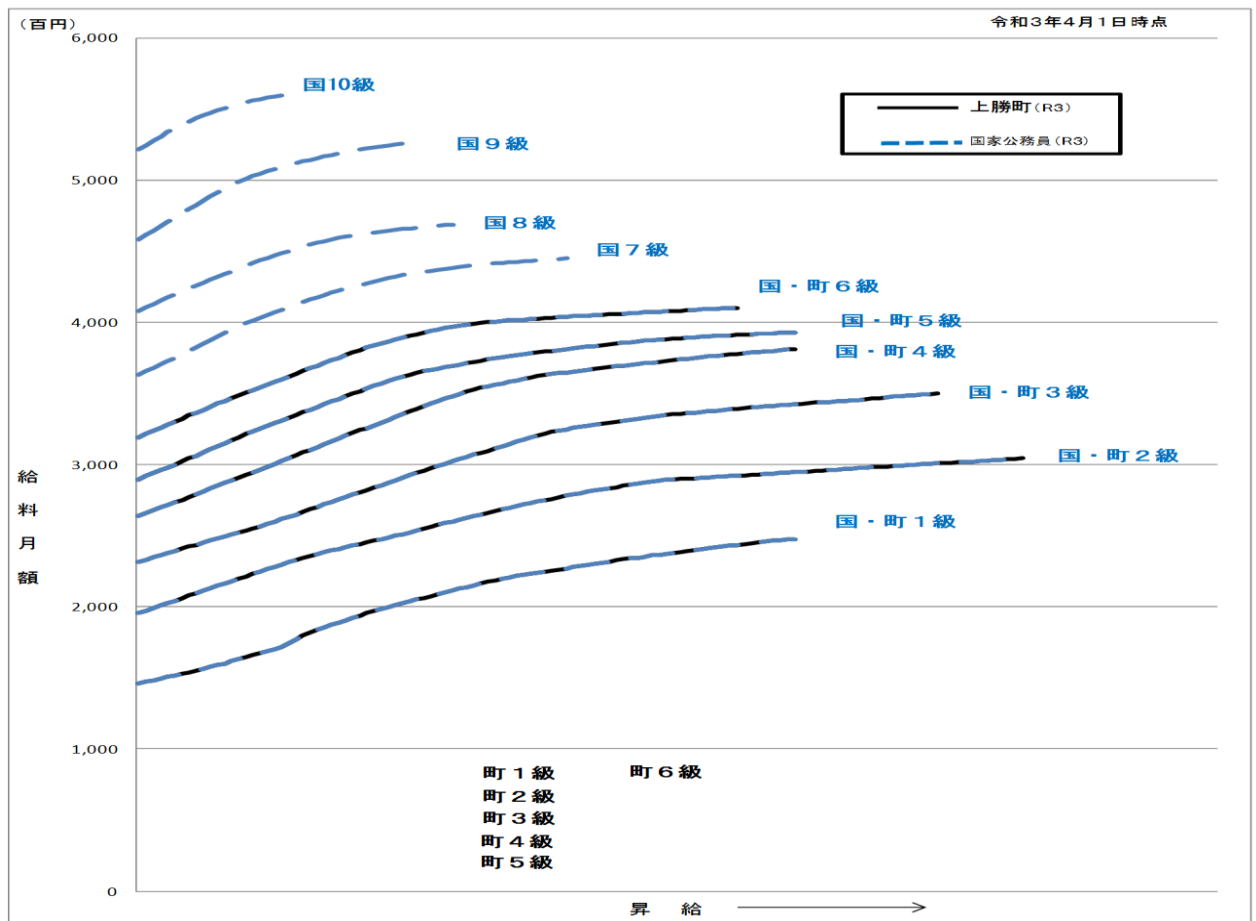
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参事の職務及び特に重要な業務を所掌する会計管理者、室長、課長、事務局長の職	人 3	% 7.1	円 319,200	円 410,200
5 級	会計管理者、室長、課長、事務局長の職務及び困難な業務を所掌する主幹、課長補佐の職務	人 10	% 23.8	円 289,700	円 393,000
4 級	主幹、課長補佐の職務及び特に高度な知識、又は経験を必要とする業務を処理する係長の職務	人 8	% 19.0	円 264,200	円 381,000
3 級	係長、事務主任の職務又はこれと同等の職務	人 7	% 16.7	円 231,500	円 350,000
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事 用務員の職務	人 6	% 14.3	円 195,500	円 304,200
1 級	定型的な業務を行う主事、 主事補、用務員の職務	人 8	% 19.0	円 146,100	円 247,600

- (注) 1 上勝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（上勝町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上 勝 町	徳 島 県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,392千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,728千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 23～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上勝町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

上 勝 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	257千円	8,941千円	定年前早期退職特別加算 (割増率2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（3年4月1日現在）

当町該当なし

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		172,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		19,111円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		15.52%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務特殊勤務手当	税務課職員	町税等の賦課徴収業務	72千円	月額2,000円
伝染病作業手当	従事した職員	伝染病防疫業務	0千円	1件当たり1,000円
医師手当	診療所医師	救急患者等の往診等	0千円	予算の範囲内で町長 が別に定める
精神保健業務手当	従事した職員	精神保健指定医の診察立会	0千円	日額500円
死体処理手当	従事した職員	死体処理業務	0千円	1件当たり1,000円
野犬処理手当			1千円	1件当たり500円
現場作業手当	建設課職員	建設工事等の現場監督業務	99千円	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	9,277千円
職員1人当たり平均支給年額 （2年度決算）	221千円
支給実績（元年度決算）	10,535千円
職員1人当たり平均支給年額 （元年度決算）	270千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額6,500円 ・22歳の年度末までの間にある子 月額10,000円 ・その他扶養親族 月額6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子一人につき5,000円加算	同		6,370千円	254,797円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額-23,000円) / 2+11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	同		2,927千円	162,633円
通 勤 手 当	通勤のため、自動車等を使用する職員等に支給 ・1km以上2km未満 月額2,400円 ・2km以上6km未満 月額4,200円 ・6km以上10km未満 月額6,000円 ・10km以上 月額8,400円	異	2km以上に支給	3,734千円	73,223円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員の内規則で定める職にある職員に支給・手当額は職務の級及び役職に応じて定額を支給	同		6,593千円	412,043円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務一回につき5,000円	同		2,851千円	79,183円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき、勤務に応じ4,000円～6,000円	同		144千円	13,090円

5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	727,000円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 448,000円	
	副 市 町 村 長	582,000円 (- 円)	667,000円 / 457,000円	
報 酬	議 長	257,000円 (- 円)	318,000円 / 186,300円	
	副 議 長	218,000円 (- 円)	265,000円 / 129,600円	
	議 員	182,000円 (- 円)	257,000円 / 109,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(元年度支給割合) 3.325 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(元年度支給割合) 3.325 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		727,000円×43.5/100×在職月数 582,000円×25.75/100×在職月数	15,179,760円 7,193,520円	任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

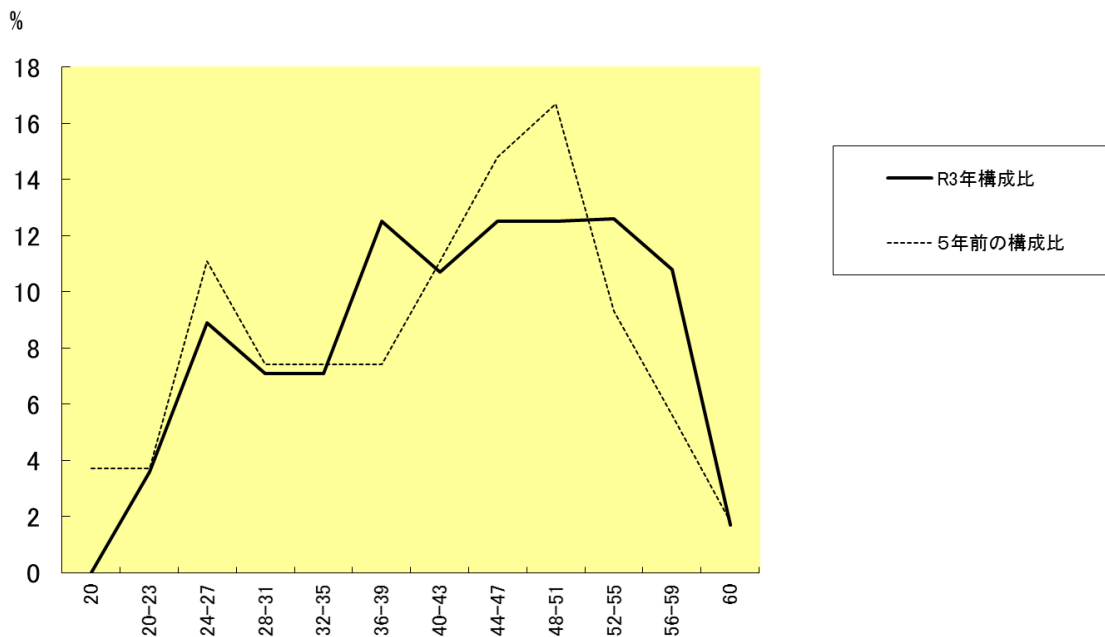
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			2年	2年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		人事異動による減
		総務	18	17	▲1	
		税務	3	3		
		民生	5	5		
		衛生	5	5		
農林水産		7	7			
商工	0	0				
土木	6	5	▲1	退職者不補充による減		
	計	45	43	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 284.58人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 196.56人)	
	教育部門	4	4			
	消防部門					
	小計	49	47	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 311.05人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 231.73人)	
公営企業等部門	国保	1	1			
	介護	1	1			
	後期	1	1			
	病院(診療所)	6	6			
その他						
	小計	9	9	0		
合計		58 [79]	56 [79]	▲2 [79]	<参考> 人口1万人当たり職員数 370.62人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 2	人 5	人 4	人 4	人 7	人 6	人 7	人 7	人 7	人 6	人 1	人 56

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	42	42	43	41	45	43	1(2.3%)
教育	4	4	4	4	4	4	0(0.0%)
普通会計計	46	46	47	45	49	47	1(2.2%)
公営企業等会計計	8	8	8	9	9	9	1(12.5%)
総合計	54	54	55	54	58	56	2(3.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。